

「井筒屋ウィズカード」会員規約 新旧対照表
(2022年4月1日改定)

改定前	改定後
<p>第1章 <一般条項> 第2条 (カードの貸与と規約の承認)</p> <p>1. 当社は、会員の各人1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたとき直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって、カード及びカード情報(カード番号、有効期限等、カードを利用する際に用いられるカード券面に記載、記録された情報をいいます。以下同じ)を保管・使用するものとします。</p> <p>2. <u>カードの所有権は、当社に属しますので、会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、占有移転したり、担保提供、その他金融目的等に使用することはできません。</u></p> <p>3. 会員が、前2項の義務に違反し、カードが第三者によって使用された場合、会員はそのために生じたカード利用代金、その他一切の損害について、正当な理由がない限り責任を負うものとします。</p> <p>【新設】</p> <p>4. 会員が、カードを受け取った後で、本規約を承認しない場合には、利用開始前、本規約第19条に定める退会の届出を行い、直ちにカードを当社に返却もしくは会員が裁断のうえ破棄するものとします。</p> <p>【新設】</p>	<p>第1章 <一般条項> 第2条 (カードの貸与と規約の承認)</p> <p>1. 当社は、会員の各人1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたとき直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって、カード及びカード情報(カード番号、有効期限等、カードを利用する際に用いられるカード券面に記載、記録された情報をいいます。以下同じ)を保管・使用するものとします。</p> <p>2. カードの所有権は当社に属します。会員は、カードを他人に譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、その他の処分、占有の移転を行ってはならないものとします。また、カード情報につき、他人に使用を許諾し、他人が不正に使用することを知りつつ他人に教示し、その他金融目的等のためにこれを利用してはなりません。</p> <p>3. 会員が、前2項の義務に違反し、カードが第三者によって使用された場合、会員はそのために生じたカード利用代金、その他一切の損害について、正当な理由がない限り責任を負うものとします。</p> <p>4. カードがICチップを搭載したものである場合、会員はICチップの破壊、分解等をしてはならず、ICチップに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</p> <p>5. 会員が、カードを受け取った後で、本規約を承認しない場合には、利用開始前、本規約第19条に定める退会の届出を行い、直ちにカードを当社に返却もしくは会員がカードの磁気ストライプ部分及びICチップ部分が切断されるような形で切断し使用不能の状態にして破棄(以下「切断」といいます。)するものとします。</p> <p>6. 本条第2項、第3項及び第4項の規定は、会員が退会し、または会員資格を喪失したときでも、カードを当社に返却もしくは会員が切断したうえで破棄するまでは有効に存続するものとします。</p>
<p>第3条 (暗証番号)</p> <p>1. 本会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を所定の方法により当社に申し出て、当社は所定の方法により登録するものとします。なお、当社は、家族会員のカードの暗証番号も本会員が申し出たものとして取扱います。</p> <p>2. 本会員は、暗証番号を申し出る場合、数字の組み合わせとして、同一数字の4連続など法則性を推知されやすいもの、または会員等の生年月日、電話番</p>	<p>第3条 (暗証番号)</p> <p>1. 本会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を所定の方法により当社に申し出て、当社は所定の方法により登録するものとします。なお、当社は、家族会員のカードの暗証番号も本会員が申し出たものとして取扱います。</p> <p>2. 本会員は、暗証番号を申し出る場合、数字の組み合わせとして、同一数字の4連続など法則性を推知されやすいもの、または会員等の生年月日、電話番</p>

改定前	改定後
<p>号など第三者に容易に推測されやすいものは避けるものとします。また、会員は、登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。</p> <p>【新設】</p> <p>3. 暗証番号の選定または管理に関し会員の故意または過失があり、これにより損害が生じた場合には、その損害については会員が負担するものとします。</p> <p>【新設】</p>	<p>号など第三者に容易に推測されやすいものは避けるものとします。また、会員は、登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。</p> <p><u>3. 本会員から暗証番号の申し出がない場合、または本会員から申し出があった暗証番号につき当社が暗証番号として不適当と判断した場合は、当社が任意に選定した暗証番号を登録し、または登録済みの暗証番号を変更することがあり、その場合は通知するものとします。ただし、当社は、暗証番号が不適切であることを確認する義務、その登録を拒否する義務を負いません。</u></p> <p><u>4. 暗証番号の選定または管理に関し会員の故意または過失があり、これにより損害が生じた場合には、その損害については会員が負担するものとし、暗証番号の利用による一切の債務の支払いの責務を負うものとします。ただし、カード管理及び登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>5. 暗証番号の変更にはカードの再発行が必要となります。なお、本会員が暗証番号の変更を希望される場合は、再発行手続きの申し出とともに、第13条に定める再発行手数料を本会員が支払うものとします。</u></p>
<p>第5条 (カードの利用)</p> <p>1. カードは、署名した会員本人のみが利用できます。</p> <p>2. 会員は、本規約を承認のうえ当社と特約している井筒屋ウィズカード取扱加盟店 (以下「加盟店」といいます。) で、商品・権利の購入並びにサービスの提供 (以下「ショッピング」といいます。) を受けることができます。</p> <p>3. 当社が認めた会員は、当社の指定する現金自動貸出機 (CD) または現金自動預払機 (ATM) (以下「CD・ATM」といいます。) を使用して、キャッシングサービス (以下「キャッシング」といいます。) を受けることができます。なお、CD・ATM の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>	<p>第5条 (カードの利用)</p> <p>1. カードは、署名した会員本人のみが利用できます。</p> <p>2. 会員は、本規約を承認のうえ当社と<u>契約している加盟店または株式会社ジェーシービーに加盟した日本国内・国外の加盟店</u> (以下「加盟店」といいます。) で、商品・権利の購入並びにサービスの提供 (以下「ショッピング」といいます。) を受けることができます。</p> <p>3. 当社が認めた会員は、当社が<u>提携している金融機関等の日本国内の</u>現金自動貸出機 (CD) または現金自動預払機 (ATM) (以下「CD・ATM」といいます。) を使用して、キャッシングサービス (以下「キャッシング」といいます。) を受けることができます。なお、CD・ATM の<u>設置された金融機関等</u>の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。</p>
<p>第6条 (カードの利用可能枠)</p> <p>1. カードの利用可能枠は、ショッピング利用可能枠、キャッシング利用可能枠をそれぞれ設定し、当社が審査し決定した額までとします。</p>	<p>第6条 (カードの利用可能枠)</p> <p>1. カードの利用可能枠は、<u>本会員、家族会員の利用可能枠を合計して</u>、ショッピング利用可能枠、キャッシング利用可能枠をそれぞれ設定し、当社が審査し決定した額までとし、<u>これを「カード利用可能枠」といいます。</u></p>

改定前	改定後
<p>(1) カードの利用可能枠のうちショッピング利用代金(既請求分の分割払手数料等が含まれます。)の未決済合計額は、会員の利用額を合計して当社が定めた金額以内とし、この金額を「ショッピング利用可能枠」とします。</p> <p>(2) カードの利用可能枠のうちキャッシング利用代金の合計残高は、会員の利用額を合計して当社が定めた金額以内とし、この金額を「キャッシング利用可能枠」とします。</p> <p>2. ショッピング利用可能枠のうち、本規約第31条(ショッピングの利用代金等の支払い方法)の第2項から第6項に定める「2回払い」・「ボーナス1回払い」・「分割払い」・「ボーナス併用分割払い」・「リボルビング払い」によるショッピング利用代金の合計残高を、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で「割賦利用可能枠」とし、別途定める場合があります。なお、「割賦利用可能枠」は、ショッピング利用可能枠の範囲内とし、本規約第31条第1項に定める「1回払い」によるショッピング利用代金を含まないものとします。</p> <p>3. カードの利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増枠あるいは減枠することができます。なお、キャッシング利用可能枠の増枠は会員が希望した金額を上限とするものとします。</p> <p>4. 会員は、当社が特に認めた場合を除き、カードの利用可能枠を超えるカードの利用はできません。</p>	<p>(1) カードの利用可能枠のうちショッピング利用代金(日本国内・国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料等の利用代金を含みます。)の未決済合計額は、会員の利用額を合計して当社が定めた金額以内とし、この金額を「ショッピング利用可能枠」とします。</p> <p>(2) カードの利用可能枠のうちキャッシング利用可能枠(会員の利用額を合計して当社が認めた金額以内とし、この金額を「キャッシング利用可能枠」といいます。)は、本会員の希望するキャッシング利用可能枠の範囲内で当社が定める金額とします。</p> <p>2. ショッピング利用可能枠のうち、本規約第31条(ショッピングの利用代金等の支払方法)の第2項から第6項に定める「2回払い」・「ボーナス1回払い」・「分割払い」・「ボーナス併用分割払い」・「リボルビング払い」によるショッピング利用代金の合計残高を、割賦販売法に定める「包括支払可能見込額」を超えない範囲で「割賦利用可能枠」として当社が定めた金額以内とします。なお、「割賦利用可能枠」は、ショッピング利用可能枠の範囲内とし、本規約第31条第1項に定める「1回払い」によるショッピング利用代金を含まないものとします。</p> <p>3. カード利用可能枠のうちリボルビング払いによるショッピング利用代金の合計残高は、会員の利用額を合計してショッピング利用可能枠の範囲内で当社が定めた金額以内とし、かつ割賦利用可能枠を超えない範囲で定めるものとします。</p> <p>4. カードの利用可能枠は、会員のカード利用状況及び信用状態等により当社が必要と認めた場合には、増枠あるいは減枠することができます。なお、キャッシング利用可能枠の増枠は会員が希望した金額を上限とするものとします。</p> <p>5. 会員は、当社が特に認めた場合を除き、カードの利用可能枠を超えるカードの利用はできません。なお、カード利用可能枠を超えて利用した場合でも、本会員はその一切の債務について責任を負うものとします。</p>
<p>第8条 (代金の決済)</p> <p>1. ～6. (省略)</p> <p>【新設】</p>	<p>第8条 (代金の決済)</p> <p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. 海外におけるカードの利用代金が、外国通貨建ての場合、当社所定の方法により、円換算して支払うものとします。なお、日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及</p>

改定前	改定後
<p>7. ～8. (省略)</p>	<p><u>び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じることがあるものとしします。</u></p> <p>8. ～9. (省略)</p>
<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>1. (1) 会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該債務に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、リボルビング払いを除き、支払回数が2回以上及びボーナス1回払いの場合は、当該遅延損害金はショッピング支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとしします。</p> <p>(2) 会員が、ショッピング支払金の支払い期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、当該債務の残金全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。ただし、リボルビング払い及び1回払いの場合は、当該債務の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。</p> <p>2. 会員が、キャッシング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで遅滞したキャッシング支払金の元本債務に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで残債務(元本分)の全額に対し、年19.94%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。</p>	<p>第9条 (遅延損害金)</p> <p>1. <u>会員が、ショッピング支払金の支払いを遅滞したとき(本条第2項の場合を除きます。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。</u></p> <p><u>(1) 2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス1回払いでの商品、役務または割賦販売法に定める指定権利に関する取引については、当該分割払金に対し年14.6%を乗じた額と、分割払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。</u></p> <p><u>(2) 1回払いもしくはリボルビング払いの取引、または2回払い、分割払い、ボーナス併用分割払い及びボーナス1回払いであっても割賦販売法の適用のない取引については、当該支払金に対し年14.6%を乗じた額。</u></p> <p>2. <u>会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでショッピング支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。</u></p> <p><u>(1) 本条第1項(1)の取引については、分割払金の残金全額に対し法定利率を乗じた額。</u></p> <p><u>(2) 本条第1項(2)の取引については、ショッピング支払金の残金全額に対し年14.6%を乗じた額。</u></p> <p>3. 会員が、キャッシング支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで遅滞したキャッシング支払金の元本債務に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで残債務(元本分)の全額に対し、年19.94%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとしします。</p>
<p>第10条 (支払い額の充当方法)</p> <p>本会員は、会員の支払った金額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当該支払い金について、また、期限の到来した債務の額を超えて支払われたときは当該超過支払金について、いずれも本会員への通知なくして、当社が適当と認める順序・</p>	<p>第10条 (支払い額の充当方法)</p> <p>1. <u>会員により支払われた金額の本規約に基づく債務への充当方法は、次に掲げるものによる他、割賦販売法の規定に準拠するものとしします。</u></p> <p><u>(1) 期限未到来のものと期限が到来したものがあ</u> <u>る場合には、期限が到来したものから充当する。</u> <u>期限が到来したもののうちでは請求年月の古い</u></p>

改定前	改定後
<p><u>方法によりいずれの債務に充当しても、異議ないもの</u> <u>とします。ただし、本会員が指定し当社が認めた</u> <u>場合はこの限りではないものとします。</u></p>	<p><u>ものから充当する。</u> <u>(2) 同一の請求に係るものについては、当社所定</u> <u>の順序による。</u> <u>2. (1) 本会員は、本会員の支払った金額が、本規約</u> <u>及びその他の契約に基づき、当社に対して負担</u> <u>する一切の債務を完済させるに足りないときは、</u> <u>本会員への通知なくして、当社が適当と認</u> <u>める順序・方法によりいずれの債務に充当して</u> <u>も、異議ないものとします。</u> <u>(2) 本会員が、本規約及びその他の契約に基づき、</u> <u>当社に対して支払うべき金額を超えて支払った</u> <u>場合は、本会員への通知なくして、当社が適当</u> <u>と認める順序・方法によりいずれの期限未到来</u> <u>債務にも充当することができるものとします。</u> <u>ただし、本会員が当社に対し返金を求めたとき</u> <u>には、この限りではないものとします。</u> <u>(3) 本会員に対し返金の必要が生じた場合、当社</u> <u>は第8条に従い届け出られた預金口座宛に振込</u> <u>む方法、その他適宜の方法によって行うことが</u> <u>できるものとします。この場合、当社は、返金</u> <u>に要する費用を控除して返金できるものとしま</u> <u>す。</u></p>
<p>第13条 (カードの再発行) カードの紛失・盗難・汚損・破損等、その他当社の定める事由が生じた場合は所定の手続きを行い、当社が会員の支払状況、本規約の遵守状況等を考慮し、適当と認めた場合に限り再発行を行います。</p>	<p>第13条 (カードの再発行) カードの紛失・盗難・汚損・破損・<u>会員の暗証番号</u> <u>相違によりカードの利用ができなくなったとき</u>、その他当社の定める事由が生じた場合は所定の手続きを行い、当社が会員の支払状況、本規約の遵守状況等を考慮し、適当と認めた場合に限り再発行を行います。<u>この場合、会員は自己に貸与されたカードの</u> <u>他、家族カードの再発行についても、所定の再発行</u> <u>手数料を支払うものとします。ただし、当社が特に</u> <u>認めた場合は支払を免除することができるものと</u> <u>します。</u></p>
<p>第17条 (期限の利益の喪失) 1. (省略) 2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。 (1) 虚偽の申告があったとき。 (2) 商品や権利の購入、または役務の受領が会員にとって商行為(ただし、業務提供誘引販売個人契約は除きます。)となる場合で、ショッピング支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。 (3) 商品の質入れ・譲渡・賃貸その他通常の用法</p>	<p>第17条 (期限の利益の喪失) 1. (省略) 2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに残債務の全額を履行するものとします。 (1) 虚偽の申告があったとき。 (2) 商品や権利の購入、または役務の受領が会員にとって商行為(ただし、業務提供誘引販売個人契約は除きます。)となる場合で、ショッピング支払金の支払いを1回でも遅滞したとき。 (3) 商品の質入れ・譲渡・賃貸その他通常の用法</p>

改定前	改定後
<p>を超えて当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(4) 会員の経営する法人につき、破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生・特定調停その他倒産手続きの申し立てまたは解散その他営業の廃止があったとき。</p> <p>(5) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき。</p> <p>(6) 本会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p>【新設】</p>	<p>を超えて当社の所有権を侵害する行為をしたとき。</p> <p>(4) 会員の経営する法人につき、破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生・特定調停その他倒産手続きの申し立てまたは解散その他営業の廃止があったとき。</p> <p>(5) 会員が本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反になるとき。</p> <p>(6) 本会員の信用状態が著しく悪化したとき。</p> <p><u>(7) カードに搭載された IC チップの破壊、分解等を行い、または IC チップに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p>
<p>第26条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. ～7. (省略)</p>	<p>第26条 (反社会的勢力の排除・<u>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項</u>)</p> <p>1. ～7. (省略)</p> <p><u>8. 会員のカード利用状況に対して、当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところにより必要と認められる場合には、カード利用の停止措置を行うこと、及び会員の本人確認 (本人特定事項)・資産及び収入の状況等に関する所定の書類を求めることができるものとし、会員はその必要な書類の提出を行うものとします。なお、書類の提出を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</u></p> <p><u>9. 会員が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところにより、外国政府等において重要な地位を占める者及びその家族に現に該当または該当することとなった場合は、当該会員は、当社にその旨及びその内容を申告するものとします。この場合、当該会員はカードの一部または全部の機能の利用が制限される場合があります。</u></p>
<p>第2章 <ショッピング条項></p> <p>第30条 (ショッピングの利用方法)</p> <p>1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすることにより、カードを利用することができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名、もしくはカードの提示を省略できる場合があります。</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認めた、保険料等の継続的</p>	<p>第2章 <ショッピング条項></p> <p>第30条 (ショッピングの利用方法)</p> <p>1. 会員は、カードを提示のうえ、所定の伝票にカードと同一の自己の署名をすること <u>または当社が適当と認めた店舗において所定の端末機に暗証番号を入力すること (ただし、端末機等の故障の場合には、当社が別途適当と認める方法)</u> により、カードを利用することができます。ただし、当社が特に認めた場合は、当社指定の方法により署名、もしくはカードの提示を省略できる場合があります。 <u>なお、暗証番号による取引において、暗証番号の入力を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</u></p> <p>2. 会員は、当社が適当と認めた、<u>通信料金</u>・保険料等</p>

改定前	改定後
<p>に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができるものとします。この場合、会員は、保険会社等の要請により会員番号等の変更情報等を当該保険会社等に通知することがあることを予め承認するものとします。また、カードの継続的な支払を中止させる場合は、本会員自身で保険会社等に申し出、承諾を得るものとします。カードが解約、または利用停止になった場合、当社は保険会社等に対する保険料の支払を停止することができ、この場合、保険契約等が解約になっても当社はその責を負いません。なお、会員が契約の継続を希望する場合は、直接保険会社等との間で手続きを行うものとします。</p> <p>3. ～9. (省略)</p> <p>【新設】</p> <p>10. 会員のカード利用に際して加盟店と会員との間で紛議が生じた場合、これに関する対応は会員自らが行うものとします。</p> <p>11. 会員のカード利用に際し、本規約に違反またはそのおそれがある場合、その他、カードの利用目的に反するなど正常な利用ではないおそれのある場合、利用をお断りする場合があります。</p>	<p>の継続的に発生する各種利用代金の決済手段として<u>予め通信会社・保険会社等に会員番号や有効期限等の情報を登録する方法によりカードを利用することができるものとします。なお、第13条、第22条第5項またはその他本規約に基づく事由により登録情報等の変更が生じた場合、または会員資格の喪失等によりカードを利用できなくなった場合、会員は、それらの変更情報を会員自身で通信会社・保険会社等に通知する必要があります。登録情報等の変更や会員資格の喪失等によりカードを利用できなくなった場合においても、当社が本規約に基づき通信会社・保険会社等に対し利用代金の支払いを行っている場合には、会員は当社に対して当該利用代金に係るショッピング支払金を支払うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が会員番号・有効期限等の変更情報及び無効情報等を通信会社・保険会社等に対し通知できることを予め承諾するものとします。なお、カードの利用停止等により、会員と通信会社・保険会社等との契約に関して生ずる一切の事項について当社はその責を負いません。</u></p> <p>3. ～9. (省略)</p> <p><u>10. 日本国外でのショッピング利用代金の支払方法は、1回払いのみとなります。</u></p> <p><u>11. 会員のカード利用に際して加盟店と会員との間で紛議が生じた場合、これに関する対応は会員自らが行うものとします。</u></p> <p><u>12. 会員のカード利用に際し、本規約に違反またはそのおそれがある場合、その他、カードの利用目的に反するなど正常な利用ではないおそれのある場合、利用をお断りする場合があります。</u></p>
<p>第35条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。</p> <p>(1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けな いとき。</p> <p>(2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける 場合であっても、売買契約等が割賦販売法 第35条の3の60第1項に該当するとき。</p> <p>(3) 会員が、2回払い、分割払い、ボーナス1回 払い、ボーナス併用分割払いを指定した場 合で、1回のカード利用に係る支払総額(分 割支払金合計に頭金を加算した額をいいま</p>	<p>第35条 (支払停止の抗弁)</p> <p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに 該当するときは、支払いを停止することはできな いものとします。</p> <p>(1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けな いとき。</p> <p>(2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける 場合であっても、売買契約等が割賦販売法 第35条の3の60第1項に該当するとき。</p> <p>(3) 会員が、2回払い、分割払い、ボーナス1回 払い、ボーナス併用分割払いを指定した場 合で、1回のカード利用に係る支払総額(分 割支払金合計に頭金を加算した額をいいま</p>

改定前	改定後
<p>す。)が4万円に満たないとき。ただし、リボルビング払い利用の場合は、現金価格が3万8千円に満たないとき。</p> <p>【新設】</p> <p>(4) 本会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>(5) 本条第1項(1)、(2)、(4)の事由が会員の責に帰すべきとき。</p>	<p>す。)が4万円に満たないとき。ただし、リボルビング払い利用の場合は、現金価格が3万8千円に満たないとき。</p> <p><u>(4) 日本国外の加盟店でカードを利用したとき。</u></p> <p>(5) 本会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。</p> <p>(6) 本条第1項(1)、(2)、(4)の事由が会員の責に帰すべきとき。</p> <p><u>7. 本会員は、当社がショッピングの利用代金の残額から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のショッピングの支払いを継続していただきます。</u></p> <p><u>8. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済みの支払金の返還を認めるものではありません。</u></p>
<p>第4章 <キャッシング条項></p> <p>第42条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 利用資格者は、当社の指定する提携先のCD・ATMを使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>5. ～6. (省略)</p>	<p>第4章 <キャッシング条項></p> <p>第42条 (キャッシングサービスの利用方法)</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 利用資格者は、<u>日本国内で</u>当社の指定する提携先のCD・ATMを使用し、1万円単位でキャッシングサービスを受けることができます。</p> <p>5. ～6. (省略)</p>